

介護保険事業者指定申請の手引き

訪問看護・介護予防訪問看護編

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

目 次

I 指定の意義・指定の審査等

II 指定の基準

- 1 基本方針のあらまし
- 2 基準のあらまし

III 指定の事務の流れ

IV 指定申請書類

※介護保険法に基づく各種申請、届出等について書類の作成や届出業務について、業として行えるのは社会保険労務士法により社会保険労務士の資格を付与された社会保険労務士のみです。

社会保険労務士が書類作成された場合や、申請等に同行された場合は「社会保険労務士証票」もしくは「社会保険労務士会会員証」をご提示いただくことがあります。

ただし、行政書士法の一部を改正する法律(昭和 55 年法律第 29 号)附則第 2 項に規定されているとおり、当該法律の施行(昭和 55 年 9 月 1 日)の際に、現に行政書士会に入会していた行政書士は書類の作成について業として行えます。

この手引きは、新規指定の申請等をされる方が、基準を確認しながら手続きを行っていただけよう作成しました。

また、既に指定を受けられている事業所の方にも、活用いただけましたら幸いです。

なお、この手引きは、随時見直しをしています。その都度、NAGOYAかいごネットにて改訂版を提供しますので、必ずホームページで最新版をご確認の上、申請等の手続きをしてください。

この手引きは、令和 5 年 4 月 1 日版です。

I 指定の意義・指定の審査等

- 名古屋市内に事業所を設置し、介護保険法に基づく居宅サービス（介護予防サービス）の事業を行い、介護報酬を受けるには、名古屋市長の指定を受ける必要があります。
- 訪問看護は、病院、診療所が行うものと、法人格を有する者（法人の種類は問いません。）が申請により行う訪問看護ステーションがあります。
- このうち、病院、診療所については、保険医療機関の指定を受けたときに、介護保険法の規定により指定があったものとみなされます（医療みなし指定）。ただし、歯科の場合は、事業開始の際に届出が必要です。なお、この医療みなし指定を届出により辞退することもできますが、いったん辞退し、再度訪問看護を行うためには、この手引書に沿った指定申請（再申請）が必要です。
- 病院、診療所が保険医療機関のみなし指定とは別に、訪問看護ステーションとして独立して指定を受けるためには、医療法人等の法人格が必要です。
- 介護保険の指定を受けた訪問看護事業所は、健康保険法の訪問看護事業所とみなされます。（詳細は東海北陸厚生局指導監査課 052-228-6179 へお問い合わせください。）
- 指定（再申請によるものも含む。）は、事業者からの申請に基づき、事業所ごとに行います。
- 指定（再申請によるものも含む。）にあたり、①申請者が法人（又は病院、診療所を開設している個人）であること、②従業者の人員及び設備の基準を満たすこと、③申請者又はその他役員等が欠格事由に該当しないこと等を審査します。
- 指定（再申請によるものも含む。）の有効期間は、6年です。それ以降も継続して事業を実施する場合は、指定の更新申請をする必要があります。その際、基準に従って適切な運営がされない場合には、指定の更新が受けられないことがあります。なお、医療みなし指定の場合は、指定の更新申請の必要はありません。
- 人員、設備、運営基準違反等取消し事由に該当した場合は、指定の取り消しや、指定の全部又は一部の効力停止（介護報酬の請求停止や新規利用者との契約停止等）の行政処分を受けることがあります。

II 指定の基準

- 訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）についての指定基準は、次の基準により規定されています。事業を行うにあたり、基準省令、基準条例の理解が必要です。基準省令や基準条例は、必要最低限の基準を定めたものであり、事業者はこれらを遵守し、常に事業運営の向上に努めなければなりません。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）	基準省令
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）	基準省令
名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第73号）	基準条例
名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第78号）	基準条例

- ・基準省令及び基準条例には、次の要件が定められています。

①基本方針	訪問看護等の目的等
②人員基準	従業者の技能・人員に関する基準
③設備基準	事業所に必要な設備についての基準
④運営基準	保険給付の対象となる介護サービス事業を実施する上で求められる運営上の基準
⑤本市独自基準	
ア 提供した具体的なサービス内容等の記録	5年 ※基準省令では2年
イ 暴力団の排除	名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号) 第2条第1号に規定する暴力団を利用することとならないようしなければならない。

1 基本方針のあらまし

「訪問看護」とは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。

「介護予防訪問看護」とは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。

2 基準のあらまし

(1) 人員基準

ア 訪問看護ステーションの場合

(ア) 従業者

○看護職員

保健師、看護師又は准看護師

常勤換算方法で2.5以上の配置が必要（内、1人は常勤）

○理学療法士等

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

適当数配置

※派遣労働について

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）で配置することはできない。

※常勤換算方法について

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の

指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員と看護職員を兼務する場合、訪問介護員の勤務延時間数には、訪問介護員としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。（小数点第2位切り捨て）

(イ) 管理者

- 専従で常勤の者を配置すること（1人）。
- 資格要件は、保健師又は看護師であること。
- 管理者の職務（基準省令第52条）

- ・従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- ・従業者に運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を行う。

※管理者は、原則、事業所の営業時間中には、常に利用者やその家族等からの相談や申込みに対応できる体制を整えている必要がある。

- 管理者の兼務の取扱い

管理者は、次のア～ウの要件を全て満たす場合は、下記①、②の場合に兼務することが可能である。

- ア 管理業務に支障がないこと。
- イ 勤務日において、1日の勤務時間の半分以上は管理業務に従事すること。
- ウ 管理者以外に1職種のみの兼務であること。（3職種兼務不可）

①当該事業所の従業者（看護職員や理学療法士等）との兼務

- ・従業者のうち理学療法士等と兼務する場合は、理学療法士等の常勤換算は0.5以下となる。
- ・看護職員と兼務する場合は、看護職員の常勤換算を1.0（ダブルカウント）とすることができる。

②同一敷地内にある又は道を隔てて隣接する等の他の事業所等の従業者との兼務

- ・同一敷地内にある又は道を隔てて隣接する事業所の管理業務のみを複数兼務することは、3職種兼務には当たらず認められる。（別敷地の場合は、管理業務であっても兼務不可）

<兼務可能の例>

訪問看護の管理者（管理業務のみ）、同一敷地内の通所介護の管理者、同一敷地内の訪問介護の管理者

<兼務不可の例>

訪問看護の管理者（管理業務のみ）、

同一敷地内の訪問介護の管理者兼訪問介護員

<特例的な取扱い>

指定を受けた一定期間後に（指定申請時および指定直後は不可）、併設事業所において管理者の急な離職等があった場合は、看護職員を兼務する管理者が、一時的に当該併設事業所の管理者を兼務することが（看護業務と管理業務に支障がない場合は）可能である。

なお、その場合の看護職員の常勤換算は0.5の扱いとなる。

また、当該取扱いは、併設の事業所の人員体制が確保されるまでの暫定的な取扱いであり、当該取扱いを行う前に、名古屋市介護事業者指定指導センターに相談する必要がある。

◇管理業務に支障がある場合とは次の場合であり、これに該当する場合は、兼務不可である。

- ・管理すべき事業所数が過剰である場合
- ・入所系サービスにおいて、看護又は介護職員として、入所者へのサービス提供を行う場合
- ・当該事業所とは別の訪問系サービスにおいて、訪問サービスに従事する場合
- ・介護保険事業以外の業務で管理業務以外の直接業務に従事する場合

イ 病院又は診療所の場合

○保健師、看護師又は准看護師

適当事配置

※病院又は診療所の場合の管理者について

病院又は診療所の訪問看護の管理者については、人員基準上に配置についての記載がないが、運営基準上に、次の通り管理者の職務（基準省令第52条）の記載がある。

- ・従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- ・従業者に運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を行う。

よって、管理者については、人員基準の面からではなく、運営基準の面から配置が必要となる。

(2) 設備基準

ア 訪問看護ステーションの場合

(ア) 事務室

- ・事業運営のために必要な広さの専用の区画を設けること。
- ・同一法人の他の介護保険事業所（居宅介護支援事業所は除く）と事務室を共用する場合は、事務机、書庫等を明確に分けること。
- ・同一法人の居宅介護支援事業所や介護保険以外の事業所と事務室を共用する場合は、遮へい物を設置し明確に区画を分けること。
- ・同一法人の居宅介護支援事業所や介護保険以外の事業所を併設する場合は、事業所の電話番号と、居宅介護支援事業所や介護保険以外の事業所の電話番号を分けること。
- ・別法人の事業所（介護保険事業所も含む）と事務室を共用することは原則不可とする。

- ・個人情報を管理できる鍵付書庫、パソコン、ファックス、電話等必要な備品を備えること。

(イ) 相談室

- ・個室が望ましいが、事務室内等に相談スペースを設ける場合は、遮へい物（高さ 180 cm程度のパーティション（ついたて））の設置等により相談者のプライバシーを確保するとともに事業所の個人情報が相談者に見られないよう配慮すること。

(ウ) トイレ

- ・車いす用トイレとすることが望ましい。

(エ) 洗面所

- ・感染症予防のため、アルコール消毒液、ペーパータオル等を設置すること。共用タオルは不可とする。

イ 病院又は診療所の場合

(ア) 専用の区画

- ・事業を行うために必要な専用の区画を設けること。なお、業務に支障がないときは、事業を行うための区画が明確に特定されれば足りる。

(イ) 設備及び備品

- ・事業に必要な設備及び備品等を確保すること。ただし、当該医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することができる。

○その他補足説明

※同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について(所定額の 10% or 15%減算)

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）
10%減算

②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合
15%減算

③上記の①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合）
10%減算

(3) 運営基準

運営の基準として次のような項目が規定されています。

- (1) 内容および手続の説明及び同意
- (2) 提供拒否の禁止
- (3) サービス提供困難時の対応
- (4) 受給資格等の確認
- (5) 要介護及び要支援認定の申請に係る援助
- (6) 心身の状況等の把握
- (7) 居宅介護支援事業者等及び介護予防支援事業者等との連携
- (8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助
- (9) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供
- (10) 居宅サービス計画等及び介護予防サービス計画等の変更の援助
- (11) 身分を証する書類の携行
- (12) サービスの提供の記録
- (13) 利用料等の受領
- (14) 保険給付の請求のための証明書の交付
- (15) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の基本取扱方針
- (16) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針
- (17) 主治の医師との関係
- (18) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成
- (19) 同居家族に対する訪問

看護及び介護予防訪問看護の禁止 (20) 利用者に関する市町村への通知 (21) 緊急時等の対応 (22) 管理者の責務 (23) 運営規程 (24) 勤務体制の確保等 (25) 業務継続計画の策定等 (26) 衛生管理等 (27) 掲示 (28) 秘密保持等 (29) 広告 (30) 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 (31) 苦情処理 (32) 地域との連携 (33) 事故発生時の対応 (34) 虐待の防止 (35) 会計の区分 (36) 記録の整備 (37) 電磁的記録等 (38) 暴力団の排除

※訪問看護・介護予防訪問看護の「運営の手引き」も必ずご確認ください。

III 指定の事務の流れ

(1) 指定の受付担当部署

- ・訪問看護等の指定（歯科（病院又は診療所）の医療みなし指定後の事業開始届や再申請を含む。）に関する事務は、名古屋市介護事業者指定指導センターにおいて行います。
- ・図面相談等対面受付にて行う事項については、事前予約が必要です。必ず予約をしていただきた上でお越しください。

◎〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目 5 番 10 号

名古屋市介護事業者指定指導センター（名古屋丸の内ビル 7 階）

電話 052-950-2232

FAX 052-971-0577

- ・提出書類の様式等は、NAGOYA かいごネットからダウンロードができますので、ご活用ください。

※NAGOYA かいごネット：<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top>

名古屋市介護事業者指定指導センター周辺地図



最寄駅等 地下鉄名城線：「名古屋城」又は「久屋大通」、市バス・基幹バス：「市役所」

(2) スケジュール

ア 歯科（病院又は診療所）の医療みなし指定後の事業開始の届出

- ・保健医療機関として指定された当月から介護保険法に基づく訪問看護等を開始する場合は、当該月の 25 日（25 日が閉庁日の場合は直前の閉庁日）まで（必着）に必要書類をご郵送ください。
- ・当月以外の場合は、事業開始予定月の前月 15 日（15 日が閉庁日の場合は直前の閉庁日）まで（必着）にご郵送ください。

イ 指定申請（再申請を含む）

3か月前
指定月の
前月

1 (必要に応じて) 事前相談

- ①事業者からの指定基準等に関する質問に対する応答
②図面相談<対面で行いますので、事前に予約してください。>
通所介護等他の介護サービス事業及びサービス付高齢者住宅等と併設の場合、建築図面で設備基準のチェックを行います。

指定月の2か月前

2 申請（通例3回程度の修正対応）

申請書類のチェック（指定月の2か月前の10日必着でご郵送ください。）

- ・確認は、欠格事由、人員、設備、運営基準適合性等
- ・人員基準は、資格証、勤務表等で確認
- ・設備基準は、図面及び写真で確認
- ・運営基準は、運営規程で確認

※申請時点で、必要な人員が確保できていること、建物・備品等が使用可能な状態になっていること、手数料が納付されていることが必要です。

前月

3 受理<対面で行いますので、事前に予約してください。>

書類に不備のあるものについては、受理しません。

※月の末日の午後5時締切（末日が閉庁日の場合は直前の開庁日の午後5時締切）

指定月

4 審査

- ①書面を再チェック（必要があれば補正）
- ②台帳入力
- ③事業所指定番号付番
- ④指定通知書の送付

指定月以降

5 指定（毎月1回、1日付け）

市公報登載

6 現地確認

人員基準に基づく従業者の適正配置、就業状況、資格要件等及び設備基準、運営基準について、指定申請時の内容と相違ないかを確認します。

7 通常の実地指導（人員基準・設備基準・運営基準・介護報酬・運営状況）

＜指定申請書受理後の留意事項＞

指定申請書が受理されてから指定までは、約1か月間ありますが、その間は指定申請書等の書類の審査を行っております。

受理されていても指定予定であり、指定通知書が法人に届く（指定番号を電話等で確認した場合も含む）までの間は利用予定者との契約はできませんのでご注意ください。

また、広告等については以下のことにご注意ください。

- ◎内容が虚偽又は誇大なものとならないようにしてください。
- ◎「居宅介護支援」については、他の居宅サービスや施設サービスと同一紙面に広告はできません。
- ◎介護事業所として既に指定を受けているかのような表現はしないようにしてください。（例 良い例：9月1日指定予定、悪い例：9月1日オープン）また、内覧会等を開催する場合についても同様です。
- ◎各家庭を訪問し、広報を行うにあたっても、強引な勧誘と受け取られかねないような対応は慎んでください。

（3）その他

ア 生活保護法等の指定

介護保険法の指定を受けた場合、同時に生活保護法等の指定を受けることとなります。詳しくは下記ページをご覧ください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2014081100021/>

イ 業務管理体制に関する届出

詳しくは下記ページをご覧ください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/taisei.html>

IV 指定申請書類

- ・指定申請と、歯科（病院又は診療所）の医療みなし指定後の事業開始届には、それぞれに「添付書類・チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）があり、必要書類も異なります。それぞれの必要書類は、当該チェックリストでご確認ください。なお、チェックリストに掲載の書類の他にも、必要に応じて追加書類を求める場合がございます。

指定申請に係るチェックリスト（次の「1 指定申請書類について」の「(2) 指定に係る記載事項（付表3）」を含む。）は、下記ページに掲載しております。

[https://www.kaigo-](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/shisetsu/ichiran.html)

[wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/minashi/rehabilitation.html](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/minashi/rehabilitation.html)

歯科（病院又は診療所）の医療みなし指定後の事業開始届に係るチェックリスト（次の「1 指定申請書類について」の「(2) 事業開始に係る記載事項」を含む。）は、下記ページに掲載しております。

[https://www.kaigo-](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/minashi/rehabilitation.html)

[wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/minashi/rehabilitation.html](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/minashi/rehabilitation.html)

- ・それぞれのチェックリストの右側には書類ごとに注意事項を記載しております。各書類を作成する際には必ずご確認ください。
- ・指定申請においても、訪問看護ステーションの指定申請と再申請では、さらに必要書類が異なります。指定申請用のチェックリスト右側の「注意事項」欄に、それぞれの場合の書類の要不要等を記載しておりますのでご確認ください。
- ・訪問看護と介護予防訪問看護を同時に申請する場合は、重複する書類の提出は不要です。ただし、各書類のサービス種類を記載する箇所には両方のサービス名を記載してください。
- ・書類提出の際には、次の「1 指定申請書類について」の掲載順に揃えてご提出ください。

1 指定申請書類について

事業開始届の場合は、次の(1)、(4)、(9)、(10)、(11)、(13)、(18)、(19)、(20)及び(21)は不要です。

(1) 指定申請書（第1号様式）

(2) 指定に係る記載事項（付表3）、事業開始に係る記載事項

- ・指定申請の場合は「指定に係る記載事項（付表3）」を、事業開始届の場合は「事業開始に係る記載事項」をご提出ください。それぞれの様式の掲載ページは、本記述上部に記載しておりますのでご確認ください。

(3) チェックリスト

- ・上記「(2) 指定に係る記載事項（付表3）、事業開始に係る記載事項」のそれぞれの記載事項の別添となります。（例えば、指定に係る記載事項（付表3）のチェックリストは、付表3のエクセルファイルの別シートとなっております。）
- ・指定申請の場合は付表3のチェックリストを、事業開始届の場合は事業開始に係る記載事項のチェックリストをご提出ください。
- ・付表3のチェックリストの下には事業所への質問事項があります。指定申請の場合はご回答の上ご提出ください。

(4) 登記事項証明書又は条例等

- ・商業登記、法人登記の登記事項証明書(3ヵ月以内に法務局から発行された原本)をご提出ください。なお、法人格を持たない個人が運営する病院、診療所の再申請の場合は、住民票(3ヵ月以内に発行された原本)をご提出ください。
- ・介護保険の訪問看護等事業が法人の事業として明確に位置づけられている必要があります。
(事業目的として、「介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護事業」、「介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業」等と規定されていることが必要です。)
※「介護保険法に基づく居宅サービス事業」と規定すると、
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売のすべての事業が法人の事業目的として位置付けられたことになります。
- ※「介護保険法に基づく介護予防サービス事業」と規定すると、
介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売のすべての事業が法人の事業目的として位置付けられたことになります。
- ・介護保険サービスの実施にあたって、認可（社会福祉法人、医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署と協議を行い、定款変更等の手続きを事前に済ませておく必要があります。（規定する具体的な文言は、法人を所管する部署にご確認ください。）
- ・登記申請中で、月末までに登記事項証明書が提出できない場合は、補正依頼申立書（参考様式34）と法務局の受領印が押してある登記申請書類の写しをご提出ください。
- ・認可（社会福祉法人、医療法人等）が必要な法人で、登記申請まで至っていない場合は、定款変更の認可書の写しをご提出ください。

(5) 病院・診療所の使用許可証等の写

- ・法人格を持たない個人が運営する病院又は診療所の場合は、開設証明書の写しをご提出ください。
- ・訪問看護ステーションの指定申請の場合は不要です。

(6) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1-4）

- ・従業者全員（管理者を含む。）の記載が必要です。記載がない方は、当該事業所の登録従業者等（管理者や看護職員等）とは認められず、サービス提供等を行うことができません。また、従業者全員について雇用契約書や辞令等の作成が必要です。（申請書類としての雇用契約書や辞令等の写しの提出は不要ですが、現地確認時に確認させていただきます。）

※現地確認時の雇用契約書等の確認

申請法人と従業者（管理者を含む。）との雇用関係を、「雇用契約書」や「労働条件通知書（雇入通知書）」の写しで確認します。

雇用契約書等の勤務場所が当該事業所であるか、業務内容が当該事業所での職種であるかを確認します。

なお、雇用契約書等の勤務場所や職種が当該事業所のものになっていない場合は、当該事業所名、職種が明記された辞令（人事異動発令簿や異動通知等を含む）の写しも確認します。

また、従業者が法人の役員であり、雇用契約書等の作成がない場合は、辞令の作成を確認します。

(7) 訪問看護ステーション管理者の免許証の写

- ・訪問看護ステーション管理者の資格要件を確認するため、看護師又は保健師の免許証の写しをご提出ください。
- ・合格証は不可です。（「(8) 従業者の免許証の写」においても同様。）
- ・結婚等により現在の姓と免許証の姓が異なる場合は、公的機関が発行する書類により改姓したことを示す必要があります。具体的には、戸籍抄本、運転免許証の裏書き、年金手帳等の写しをご提出ください。（「(8) 従業者の免許証の写」においても同様。）
- ※住民票は、戸籍情報が記載されていないので不可です。（「(8) 従業者の免許証の写」においても同様。）
- ・訪問看護ステーションの指定申請の場合のみご提出ください。

(8) 従業者の免許証の写

- ・従業者の資格要件を確認するため、免許証の写しをご提出ください。

(9) 事業所の建物の所有形態が分かるもの

- ・事業所の建物が賃貸である場合は、賃貸契約書の写しをご提出ください。
- ・賃貸借契約書に、「住居としてのみ使用する」等条件が付されている場合は、あらためて、貸し主に「事務所として使用すること」を認める旨を記した書面をもらい、写しをご提出ください。
- ・賃貸借の借り主は、申請者（法人）でなくてはいけません。代表取締役個人名での契約や代表取締役が経営している他の法人名での契約等は認められません。
- ・取締役が個人所有している物件を申請法人が賃貸借契約を締結する場合は、一般に会社法で禁止されている利益相反取引にあたりますので、事前に株主総会（取締役会設置会社においては取締役会）の承認が必要です。（承認時の議事録の写しの提出は不要です。）
- ・事業所の建物を申請者（法人）が所有している場合は、建物の登記事項証明書（3ヵ月以内に法務局から発行された原本）をご提出ください。月末までに提出できない場合は、建物の検査済証及び引渡し証の写しを提出し、速やかに登記手続きを行ってください。なお、建物登記の手続き終了後は、当該登記事項証明書をご郵送ください。
- ・再申請の場合は不要です。

(10) 平面図（参考様式4）

- ・次の「(11) 主要な場所の写真」の確認のため、平面図に写真の番号と撮影した方向を記載してください。
- ・ビル等の1室を使用する場合は、屋外からその部屋に至るまでの経路確認のため、建物の1階及びその部屋が所在する階のフロア図をご提出ください。
- ・事業所や相談室が2階以上にあり、かつエレベーター等がない場合は、利用者等の誘導方法についての誓約書（任意様式：作成例有り）をご提出ください。

(11) 主要な場所の写真（参考様式32）

- ・写真はカラー写真とし、様式にデータを貼り付けてご提出ください。
- ・写真は、①建物外観、②玄関（建物及び事業所の玄関、事業所までエレベーターを使う場合はエレベーターも）、③事務室、④相談室（プライバシーが確保できていることを確認す

るため、対角から撮影し、四方が囲まれていることが分かるようにしてください。)、⑤洗面所（感染症予防のため、アルコール消毒液、ペーパータオル等設置 共用タオルは不可）、⑥トイレ、⑦備品（個人情報を管理できる鍵付書庫（鍵がついた状態の写真が必要）、パソコン、ファックス、電話等）、⑧その他について、貼付してください。

- ・撮影した日付を記載し（最新の状況を撮影してください。）、写真説明欄には「(10) 平面図」に付した番号（撮影位置を示したもの）と説明を記載してください。
- ・再申請の場合は不要です。

(12) 運営規程（作成例あり）

- ・作成例をNAGOYAかいごネットに掲載しておりますのでご確認ください。
- ・運営規程にも規定していただきますように、業務上知り得た利用者及び家族の個人情報について、在職中は勿論のことながら、退職後においても決して口外しない旨の誓約行為を従業者との雇用契約時に必ず行ってください。方法としては、就業規則の遵守事項に秘密保持について規定し、雇用契約時に従業者に読み聞かせるか、雇用契約書の内容に秘密保持についての誓約を盛り込んだ上で契約締結するか、別に雇用契約時に秘密保持についての誓約書を従業者から提出されること等が考えられます。
- ・運営規程には、次の内容を記載する必要があります。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④訪問看護等の内容及び利用料その他の費用の額

◇利用料とは別に「その他の費用」がある場合は当該費用も明記してください。

「その他の費用」とは、次の「⑤通常の事業の実施地域」外の場合の交通費（移動に要する実費）や死後の処置料等が該当します。

「その他の費用」の詳細は、愛知県のホームページ「利用料ガイドライン」を参照してください。

https://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/guidelines/guidelines_index.html

⑤通常の事業の実施地域

◇客観的にその区域が特定される必要があるため、行政区画により規定してください。
（「○○区の一部」等、客観的でない定め方はできません。）

◇サービス提供可能な範囲にしてください。

◇中川区と守山区等、飛び地での設定はできません。

◇「通常の事業の実施地域」は、正当な理由なくサービスの提供を拒むことのない地域のことであり、この地域以外の利用者であってもサービスを提供することはできます。

⑥緊急時等における対応方法

⑦虐待の防止のための措置に関する事項（R6.3.31まで努力義務）

⑧その他運営に関する重要事項

◇利用者及びその家族の秘密の保持等について記載してください。

(13) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式 6）

(14) 誓約書（参考様式 8-1-1、8-1-2）

- ・参考様式 8-1-1 と参考様式 8-1-2 の 2 種類の誓約書をご提出ください。
- ・内容を確認した上でご提出ください。
- ・役員等には、管理者が含まれます。また介護保険事業を開始後も、役員や管理者が変更になる際には、これらの誓約内容を満たしていることの確認が必要です。

役員の範囲

※業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問いません。

医療法人	①理事、②監事
社会福祉法人	①理事、②監事
特定非営利活動法人	①理事、②監事
合同会社（有限責任社員のみで構成）	①全社員
合名会社（無限責任社員のみで構成）	①全社員
合資会社 (有限責任社員と無限責任社員とで構成)	①全社員
株式会社	①取締役（社外取締役を含む）、②執行役、 ③監査役（社外監査役）、④会計参与
地方公共団体	①市町村長、②副市町村長

(15) 介護給付費算定に係る届出書（加算参考様式1-1）

(16) 介護給付費算定に係る一覧表（加算参考様式2-1、2-2）

- ・訪問看護は加算参考様式2-1で、介護予防訪問看護は加算参考様式2-2でそれぞれ作成しご提出ください。同時に申請する場合は、加算参考様式2-1と加算参考様式2-2の2種類の様式をご提出ください。

(17) 加算に必要な書類

- ・算定する加算によって、添付書類が異なります。詳しくは、NAGOYAかいごネットの「変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（訪問看護・介護予防訪問看護）」で確認しご提出ください。

(18) 業務管理体制に関する届出（第1号様式又は第2号様式）

- ・詳細についてはNAGOYAかいごネットをご覧ください。

(19) 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（参考様式 33）

(20) 手数料の納付書の写（A4 サイズ）

- ・手数料の納付書の写し（A4 サイズ）をご提出ください。

(21) 補正依頼申立書（参考様式 34）

- ・法人登記が登記申請中で月末までに登記事項証明書を提出できない等の場合にご提出ください。